

公の施設の指定管理方式による運営について
(東広島市黒瀬生涯学習センター・東広島市豊栄生涯学習センター
・東広島市安芸津生涯学習センター)

1 概要

東広島市黒瀬生涯学習センター、東広島市豊栄生涯学習センター、東広島市安芸津生涯学習センター（以下、「3生涯学習センター」という。）の管理運営について効率的・効果的に実施するため、現在市が直営方式で行っている運営方法を、指定管理方式に変更するものである。

2 指定管理者について

本市の生涯学習の取組は、令和5年度に策定した、第2期東広島市生涯学習推進計画に基づき、既存施設の効率的・効果的運用を図るとともに、市民が地域課題解決に主体的に取り組むことにより豊かな学びを実現することとしている。

具体的には、施設の特徴化・聖地化などの環境づくりを進めるとともに、地域の学びの中心的役割を担う場として、生涯学習（支援）センターや、地域センターに加え、地域学校協働活動を推進する学校を核とした取組も進めていく。

また、講座運営に関しては、地域の特徴を踏まえ、大学連携など戦略的分野に特化するとともに、地域課題の解決に向けた伴走支援を行うことにより、市民の主体的な活動を促進する。

こうした取組は、学習支援、文化芸術、スポーツなどの市民の生涯学習活動全般にかかる専門的な能力を有する人材により、長期的・継続的に進めていくことが必要である。

そのため、これらの様々な生涯学習活動を振興することを目的とした唯一の公益財団法人である、東広島市教育文化振興事業団（以下「事業団」という。）の体制の充実を図り、事業団が講座運営・学習支援等の事業を推進するとともに、学習活動の北部・中部・南部の発表の場となる生涯学習センター等を一体的に管理運営することが極めて重要となっている。

については、現在事業団が指定管理している東広島市市民文化センターと共に、3生涯学習センターを長期的・継続的な学びの拠点として、効率的・効果的な管理運営を行うため、3生涯学習センターの指定管理者として、事業団を非公募により選定するものである。

3 選定日程（予定）

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 指定管理提案書の提出依頼 | : 令和6年7月上旬（予定） |
| (2) 指定管理者選定審査会 | : 令和6年7月中旬（予定） |
| (3) 指定管理者の指定 | : 令和6年9月議会での審議予定 |
| (4) 指定管理者との協定締結 | : 令和6年10月下旬（予定） |
| (5) 指定管理を前提とした貸館受付 | : 令和7年1月から（予定） |
| (6) 指定管理期間 | : 令和7年4月から令和12年3月（予定） |